

# NPO ゼミナール

NPOゼミナールは、民間福祉関係団体向けにより専門的な情報提供を行うための連載講座です。

## 第1回

# NPO立ち上げから運営までの基礎知識 — NPOを設立するにあたって —

脇坂税務会計事務所

脇坂 誠也

今年度は、特定非営利活動法人（NPO）を立ち上げようと考えている方から実際に活動していらっしゃる方にとって基本的な役に立つ情報を、税理士でNPO支援東京会議副代表の脇坂誠也先生に、わかりやすく解説していただきます。

## I NPOとは何か

### 1. NPOの位置づけ

世の中にはいろいろな団体がありますが、NPOは他の団体とどう違うのでしょうか？

団体には、大きく分けると、①公益を目的とした団体、②公益を目的とした団体、③利益を目的とした団体の3つがあります。

このうち、③の利益を目的とした団体というのは株式会社などの営利企業のことです。

公益と公益はどう違うのでしょうか？

公益とは、その団体の内部の人たちだけのための役に立つようなものことです。例えば、PTAのようなもののことを言います。それに対して、公益とは、その団体のむしろ外部の、不特定多数の人たちの役に立つようなものです。

NPOは公益を目的とする団体の代表です。もちろん、NPO以外にも公益を目的とする団体はあります。

NPO法（特定非営利活動促進法）ができるまでは、公益を目的とする団体が法人格を取るには、財

団法人、社団法人、社会福祉法人などの制度がありました。普通市民活動をしている団体は法人格をとることがほとんどできませんでした。しかし、NPO法人制度は、所轄庁の認証だけで法人格を簡単に取れる制度としました。

\* 認証：法律に定める要件を満たしていれば所轄庁は必ず許可を与えなければならない

① 公益を目的とした団体 → 財団法人、社団法人、社会福祉法人

↓ より簡易に法人格が取れるのがNPO法人

② 公益を目的とした団体 → PTAなど

③ 利益を目的とした団体 → 株式会社など

## 2. NPOとボランティアの違い

ボランティアとNPOはどう違うのでしょうか？  
ボランティアとは個人的な行動のことです。時間を犠牲にして何かのために行動することであり、その「何か」は何でも構いません。公益的な活動である必要はありません。それに対して、NPOは「組織」のことです。組織を支える人にはボランティアもいるし、有給の職員もいます。

NPOというボランティアという意識があり、お金を稼いでいるという、何かうさんくさい感じがしてしまうのですが、それは誤解です。NPOも利益を稼がないと自立し、継続することができません。

NPOは、利益をあげることがかまわないのですが、それを構成員に分配してはいけません。株式会社なら当然利益は株主に分配されますが、NPOは利益（黒字分）を株主にあたる社員などには分配されず、さらなる公益活動に使わなければいけません。

## II 法人化を前に考えること

### 1. 既存の活動をしている団体

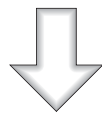
既存の活動をしている団体については、まず、何のために法人化するのか、その目的を確認することが必要です。

普通は社会的な信用を高めたい、活動を発展させたい、行政などとの契約の関係で法人として手続き

### NPO法人化の目的は何か？

- 社会的な信用を高めたい
- 活動を発展させたい
- 行政などとの契約上法人として手続きをしたい
- 活動の透明性を図りたい

- 組織運営の問題を解決したい
- 団体の目的が曖昧になったのではっきりさせたい
- 人間関係で揉めているので法人化することで解決したい



#### NPO法人の義務を理解し、遂行できるか

- 内閣府又は都道府県への事業報告や会計報告の提出について理解しているか？
- 法務局へ登記の必要があることを理解しているか？



組織運営等の課題を解決した後改めてNPO法人化の検討をする



どのように法人化の手続きを進めるのかを検討する

をした、多くの人に団体の活動を知ってもらいた  
め活動の透明性を図りたいなどであると思います。

そのような理由の団体は、法人化することによつ  
てどのような義務が生じるのか、理解する必要があります。  
NPO法人は事業年度終了後に内閣府や都

道府県へ事業報告書や会計報告書を提出しなければ  
いけません。それだけ事業の透明性が求められます。

また、法務局へ登記も必要です。  
それらを理解し、そのような面倒なことがあるこ  
とを団体のメンバーがみんな承知した上で、具体的

な設立のことを考えていくというプロセスが必要で  
す。

NPO法人にしたのに会計や報告などの手続きが  
煩雑で嫌になってしまう団体がたくさんあります。

それよりもっと困るのは、組織運営の問題解決  
を図りたい、団体の目的が曖昧になっているのでは  
つきりとさせたい、人間関係で採めているので法人  
化することで解決したいなどの理由で法人化を目  
指す場合です。

これらの問題は、法人化したからといって解決す  
る問題ではありません。これらの組織運営等の課題  
を解決した後に、改めてNPO法人化の検討を考え  
るべきです。

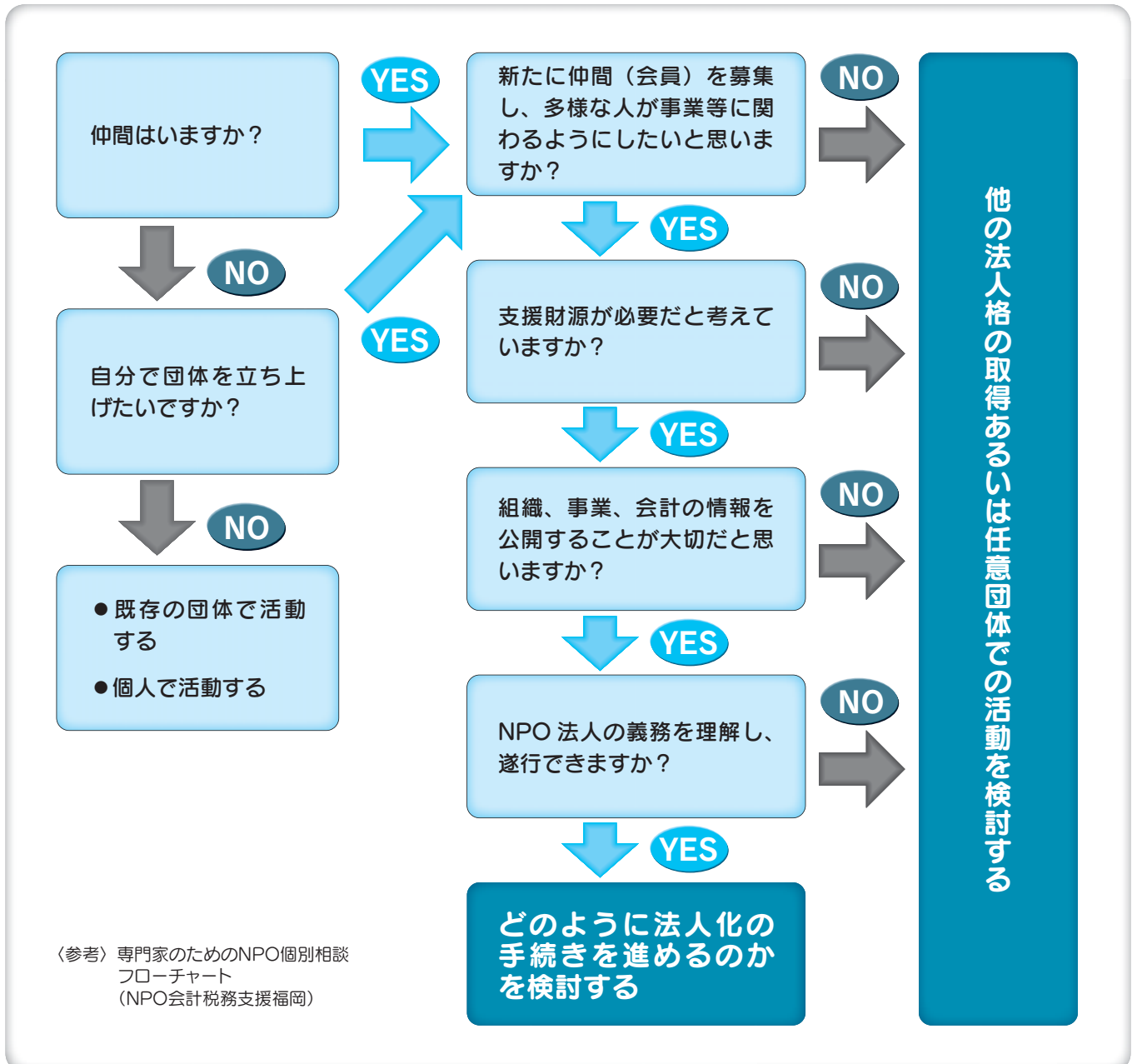
## 2. 新規に団体を立ち上げる場合

次に、既存の活動はなく、新規に団体を立ち上げ  
る場合についてみていきます。

まず最初に、どんな活動を目指しているのか、N  
PO法人化の目的を確認します。

次に、仲間がいるのか、新たに仲間を募集し、い  
ろんな人が事業に関わることを望むのかを確認しま  
す。

自分がこういうことをやりたいというだけでした  
ら、既存の団体で活動しても構わないはずです。法  
人化する必要もないかもしれません。一部の人だけ  
で活動するのなら、NPO法人という形態よりも、  
株式会社や今度（平成20年12月1日から）新たにで  
きる【一般社団法人】など他の法人格のほうがいい



〈参考〉 専門家のためのNPO個別相談  
フローチャート  
(NPO会計税務支援福岡)

かもしれません。

また、支援財源をどう考えているのかも重要です。もし対価を得て成り立つような団体であるのなら、NPO法人にする必要があるでしょうか。

NPO法人でも介護保険の対象となるサービスを行っているような場合もありますが、このような場合にも、介護保険の対象にはならない人やサービスも提供していくという姿勢がNPOには必要です。採算が合わないことはやらないというのであれば、営利企業として活動をすればいいのです。採算が合わないときにその財源をどこからもってくるのか？ということがNPOでは重要な視点になります。

自分たちの目指している活動を行うには、新たに団体を立ち上げ、法人化する必要があるのか、あるいはNPO以外の他の法人がいいのではないか、NPOには向いていないのではないか、ということについて突き詰めていく必要があります。

### III 法人化の手続き

#### 1. 設立時に作成する書類について

NPOの設立時に作成する書類として、定款、役員名簿、事業計画書、予算計画書など様々ありますが、その中でも重要なのは定款です。

定款は、そのとおり運営すると組織を運営しやすいうように作ることが重要です。所轄庁が雛形などをだしていますが、雛形どおりに作る必要はありません。

たまに、雛形どおりに作成しなかったら訂正を求められたという話を聞きますが、NPO法は所轄庁に指導監督権限を認めています。所轄庁は認証の取り消しはできることになっていますが、それは法令に違反する疑いがある場合のみです。

以下具体的な注意点をいくつか見ていくことにします。

#### 2. 「その他の事業」の取扱い

NPO法では特定非営利活動以外の事業を行うことができます。これを「その他の事業」と呼んでいますが、この「その他の事業」については勘違いがたくさん見受けられます。

「対価を得て行う事業」や「利益が生じる事業」、「法人税を支払う必要がある事業」を「その他の事業」と考える人がいますが、これは間違いです。

国際協力団体が海外で撮影された写真が掲載されたカレンダーや絵はがきを販売する場合の収入は、「その他の事業」ではなく「特定非営利活動」となります。①NPO法に掲げる17分野に該当し、②不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていれば、対価を得ていても、法人税の対象となる事業でも、「特定非営利活動」になります。

その他の事業を間違えると、その他の事業が大きいくだけで認証が取消されてしまうことがあります。また、その他の事業を行う旨を定款に記載すると、決算書は貸借対照表、収支計算書、財産目録、ともに特定非営利活動とその他の事業を分けて作成する

必要が出てきます。

#### 3. その他の注意点

会費については、定款には記載しないほうがいいでしょう。会費を改定するたびに定款変更をすることなり大変です。ただし、認証申請時には会費規程は添付する必要があります。社員の資格に不当な条件を付していないことを証明しなくてはいけないからです。

代表権は、NPO法では、定款で特に制限をしなければ、すべての理事に代表権があります。代表権があるのは理事長のみであることなどを定款に記載して、代表権を制限したほうが運営しやすくなります。

総会の定足数は社員の過半数にしなければならぬと考えている方もいますが、NPO法には総会の定足数についての定めはありません。総会の定足数は、現実に集まると思われる数字にすれば構いません。総会の定数を社員の10分の1以上として認証された例もあります。

また、理事会と総会の役割分担ですが、NPO法では定款変更、解散、合併だけが定款の決議事項です。それ以外は定款による自治にまかせています。定款に記載をすれば、定款変更、解散、合併以外の事項は理事会に委任することができます。理事会主導で運営するのか、総会主導で運営するのか、どちらが自分たちのNPOにとってふさわしいのかを考えた上で定款を作る必要があります。